

# 二〇〇六年度全国隣保館市町村合併アンケート調査から

平家 陽一

## 要約

二〇〇六年度全国隣保館市町村合併アンケート調査は、「平成の大合併」と称される市町村合併等の厳しい自治体の行財政改革の状況における隣保館の合併状況、合併に伴う隣保館の位置づけやあり方の変化、指定管理者導入状況等について、二〇〇四年度全国隣保館実態調査から時を置くことなく集約し、今後の隣保館の事業展開に資する目的で全国隣保館連絡協議会が実施したものである。その報告書からの提言である。

## 一 調査結果の概要

### 1 調査の目的

全国隣保館連絡協議会（全隣協）では、一九七八年からほぼ五年ごとに隣保館の実態を調査して、館の活性化への諸課題や方途を探ってきた。

二〇〇六年度全国隣保館市町村合併アンケート調査は、財政難等による地方自治体改革の一つである市町村合併の真っ只中での調査となった。

「平成の大合併」と称される今回の市町村合併は、行政改革大綱（二〇〇〇年二月一日閣議決定）の「市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化

を図るといふ観点から、与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数一〇〇〇〇を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、「行財政基盤を強化する」との考え方に基づき、積極的に推進された。その結果、一九九九年四月に全国で三二二九（市・六七一、町・一九九〇、村・五六八）あった市町村数は、二〇〇六年三月末で概ね半減の一八二一（市・七七七、町・八四六、村・一九八）となった。

このため、全隣協では、合併をはじめ三位一体改革など自治体を取り巻く状況の転換の中で、全国の隣保館を対象に、当該自治体における合併状況、さらには合併に伴う館の位置づけやあり方の変化等について把握し、今後の隣保館の事業展開に資する目的で、以下のとおり調査を実施した。

- ・ 調査基準日 二〇〇六年四月一日
- ・ 調査対象館数 九五一館
- ・ 回収率 九二八館（九七・六％）

付問形式の設問も多々あり、標本数が少ない場合の構成比（％）には留意する必要がある。

本稿では、全体については報告できないため、二〇〇六年九月の「報告書」の中からの「提案」とする（「報告書」をご希望の方は、全隣協事務局まで）。

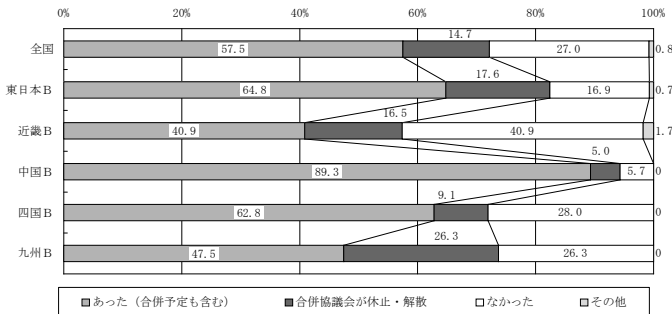
## 2 集計と分析

(1) 市町村合併の有無と時期  
 全国でみると(図

1)、「あった(合併予定含む)」が五三四館(五七・五％)、「なかった」が二五一館(二七・〇％)、「合併協議会が休止・解散になった」が一三六館で、約六割近い館が市町村合併の渦中にある。

ブロック別でみると、「あった(合併予定含む)」は、中国B(ブロック)が八九・三％と高く、逆に近畿Bと九州Bは四〇％台と相対的に低くなっ

図1 合併の有無



ている。

合併の時期については、「二〇〇五年度の間に最も多く二八六館（五三・六％）、次いで「二〇〇四年度の間に二一七館（四〇・六％）」で、この二年度で合併が「あった（合併予定含む）」とする館数の九割を超えている。「市町村の合併の特例に関する法律」による経過措置で、合併特例法の適用が受けられることから、駆け込み的に合併が行われたことがうかがえる。

### （2）合併後の館長の位置づけの変化

全国では「変化があった」が九五館（二七・八％）、「変化がなかった」が四三五館（八一・五％）で、八割あまりは「変化がなかった」ことになる。

館長の位置づけの、変化の内容については、「変化があった」全国の九五館のうち「雇用形態の変化」（表1）と「行政内役職の変化」（表3）が共に五九館、「勤務形態の変化」（表2）が四四館であった。

具体的な「雇用形態の変化」では、「その他」を除き「嘱託職員から市町村職員へ」との回答が一九館と多く、「その他」には「特別職」や「臨時職員」といった記述もみられた。「勤務形態の変化」では「その他」を除き「兼任から専任へ」との回答が一五館と多く、「その他」には常勤・非常勤あるいは時間の記述がみられた。また、

「行政内役職の変化」では「課長級より下位職へ」との回答が三〇館となっている（表3）。

### （3）合併後の隣保館職員数の変化

全国の八割あまりの四四二館（八二・八％）では「変化なし」との回答であった。「増えた」との回答は二八館で、逆に「減った」との回答はその倍以上の五九館であった。

ブロック別でみると、近畿Bでは「増えた」が「減った」を上回り、他のブロックでは「減った」が「増えた」をすべて上回っている。「減った」が最も多いのは、中国Bで二〇館、東日本Bが一四館となっている。一方、「増えた」が多いのは、中国Bの一館、近畿Bの八館となっている。

増減の人数及び職員の種別（表4～表7）についても尋ねたが、この結果は、「増えた」の内訳で「一人増」との回答が一七館で最も多く、職員の種別では「委託・嘱託・契約等職員」が一五館で最も多くなっている。一方、「減った」の内訳では、「一人減」との回答が四〇館で最も多く、職員の種別では「市町村職員（一般職員）」が三六館で最も多くなっている。

ブロック別で職員の増減状況を見ると、特徴的な点としては、「増えた」の内訳で「一人増」がほとんどであ

表1 雇用形態の変化内容

項目	館数(館)				
	全体	市町村職員から 嘱託職員へ	嘱託職員から 市町村職員へ	その他	無回答
全国	59	11	19	28	1
東日本B	11	1	4	6	0
近畿B	10	2	4	3	1
中国B	16	4	6	6	0
四国B	11	3	1	7	0
九州B	11	1	4	6	0

注) その他: 人権推進課長兼館長兼任から市職員専任/身分保障を明確にした/17年度は市町村職員からの嘱託職員へ。18年度はなし/臨時職員から市職員へ/嘱託職員から非常勤特別職へ/嘱託職員として新規採用/非常勤から嘱託へ/非常勤特別職/非常勤職員に変わらないが報酬面が違う/嘱託職員から臨時職員へ

表2 勤務形態の変化内容

項目	館数(館)					
	全体	専任から 兼任へ	兼任から 専任へ	さらに複数の 兼任へ	その他	無回答
全国	44	9	15	3	17	0
東日本B	3	0	2	0	1	0
近畿B	6	1	3	0	2	0
中国B	14	3	4	3	4	0
四国B	11	1	2	0	8	0
九州B	10	4	4	0	2	0

注) その他: 非常勤から常勤へ/週一勤務から週4日(30時間)勤務になった/兼任から兼任/勤務時間10:00~17:00→08:30~17:15

表3 行政内役職の変化内容

項目	館数(館)					
	全体	課長級より 上位職へ	課長級へ	課長級より 下位職へ	その他	無回答
全国	59	2	8	30	19	0
東日本B	8	0	2	3	3	0
近畿B	17	0	3	11	3	0
中国B	12	1	1	6	4	0
四国B	12	0	0	6	6	0
九州B	10	1	2	4	3	0

注) その他: 現在の役職は課長補佐兼館長である/係長級/係長級から課長補佐級へ/課長補佐級へ/教育長より課長補佐へ/非常勤特別職/非常勤職員/嘱託職員から課長補佐級/課長補佐級から係長へ/嘱託から課長級より下位職へ/課長補佐級以上/課長補佐級に統一された

るが、「二人増」が近畿Bと中国Bでそれぞれ二館あること、一方「減った」の内訳で「三人減」が中国Bで七館あることなどである。また、府県別で見ると、「増えた」との回答では、広島県（六館）と滋賀県（五館）が多く、「減った」との回答では広島県（九館）、岡山県と愛媛県が共に七館と多くなっている。

（4）合併に伴う隣保館条例への対応  
 全国では条例が「改正された」との回答が約半数の二六六館（四九・八％）、「改正なし（従来どおり）」が二四四館（四五・七％）であり、「廃止された」（二二館）や「廃止に向け協議・検討中」（〇館）、「改正に向け協議・検討中」（二八館）は少なくなっている（図2）。

ブロック別で見ると、特徴的な点として、中国Bにおいて「改正された」（五二館、三六・六％）との回答割合が他ブロックと比べ低く、「改正なし（従来どおり）」（八二館、五七・七％）との回答割合が高くなっている。また、九州Bでは「改正に向け協議・検討中」の割合が七館（二・五％）と相対的に高くなっている。

「改正された」（二六六館）、もしくは「改正に向け協議・検討中」（二八館）の館において、条例のどの項目が対象となっているかについては、「館の名称」が一七二館（六〇・六％）で最も多く、次いで「運営審議会（委員会・

表4 増加人数

No.	項目	回答数	構成比 (%)
1	1人増	17	60.7
2	2人増	4	14.3
3	3人以上増	0	0.0
	無回答	7	25.0
	合計	28	100.0

表5 増加した職員

No.	項目	回答数	構成比 (%)
1	市町村職員（一般職）	10	35.7
2	市町村職員（専門）	1	3.6
3	委託・嘱託・契約等職員	15	53.6
4	その他	2	7.1
	無回答	1	3.6
	合計	28	100.0

注) 複数回答。構成比は有効回答28に対する割合。

表6 減少人数

No.	項目	回答数	構成比 (%)
1	1人減	40	67.8
2	2人減	7	11.9
3	3人減	7	11.9
4	4人以上減	0	0.0
	無回答	5	8.5
	合計	59	100.0

表7 減少した職員

No.	項目	回答数	構成比 (%)
1	市町村職員（一般職）	36	61.0
2	市町村職員（専門）	0	0.0
3	委託・嘱託・契約等職員	29	49.2
4	その他	5	8.5
	無回答	1	1.7
	合計	59	100.0

注) 複数回答。構成比は有効回答59に対する割合。

協議会」が一・二・三館（四三・三％）、「設置・趣旨・目的」が八二館（二八・九％）の順となっている（図3）。

（5）合併後の隣保館活動推進における状況変化

全国では「合併前と変わらない」が四〇六館（七六・〇％）で最も多い。合併後の変化では、「隣保館活動が充実・強化された」は四三館（八・一％）、「隣保館活動の低下が起こっている」は五四館（二〇・一％）で、合併が隣保館活動推進にマイナスに作用していることを指摘する館が若干上回る結果となっている。

ブロック別では、近畿Bは「合併前と変わらない」が最も高く、一一六館（八二・三％）で八割を超えている。「隣保館活動が充実・強化された」は、九州Bで最も高く九館（一六・一％）、「隣保館活動の低下が起こっている」との回答割合は、中国Bで最も高く二五館（二七・六％）となっている（図4）。

また、府県別でみると、「隣保館活動が充実・強化された」との回答は、兵庫県（六館）や愛媛県（五館）、広島県（四館）などで多く、「隣保館活動の低下が起こっている」との回答は、広島県（一〇館）や愛媛県（八館）、鳥取県（八館）などで多くなっている。

「隣保館活動が充実・強化された」と回答した四三館でその内容を見ると、全国では「事業予算の拡充」が二

図2 合併に伴う隣保館条例への対応

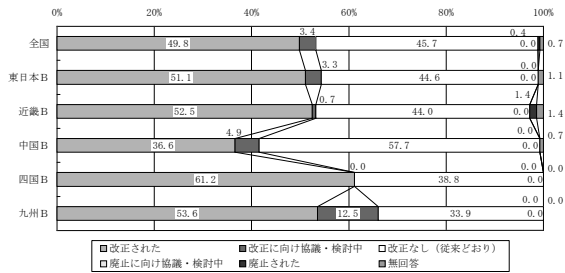
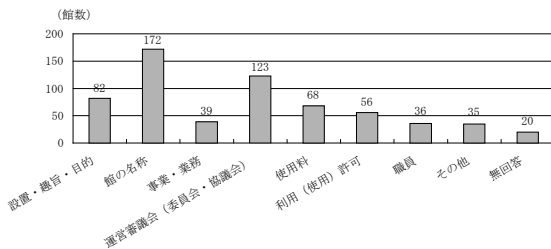


図3 改正（検討含む）された条例項目



六館（六〇・五％）で最も多く、次いで「職員体制の拡充」が一八館（四一・九％）、「取組姿勢や意欲の向上」が一五館（三四・九％）の順となっている（図5）。

「事業予算の拡充」を選択した二六館で、そのより具体的な内容は（図6）、「交流・コミュニティ活動への取組」が一四館（五三・八％）、「相談活動への取組」と「啓

発・広報活動への取組」が共に一一館（四二・三％）などで多くなっている。「職員体制の拡充」を選択した一八館については（図7）、「市町村職員（一般・専門）の

図4 合併後の隣保館活動推進の状況変化

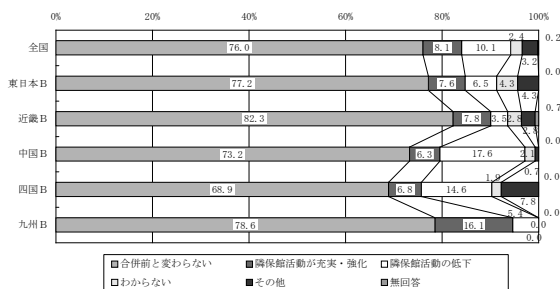


図5 館活動で充実・強化された面 (n=43)

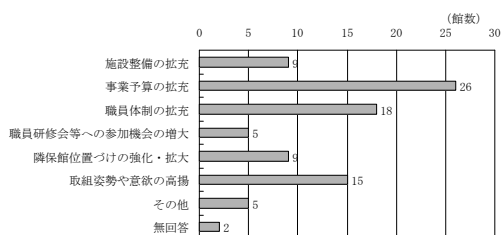


図6 事業予算の拡充 (n=26)

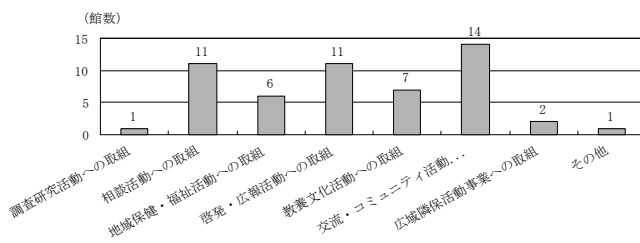
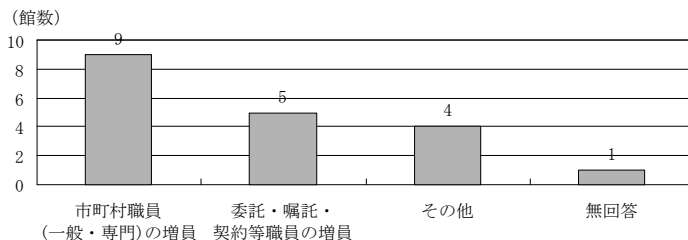


図7 職員体制の拡充 (n=18)



増員」九館（五〇・〇％）が最も多い。「隣保館活動の低下が起こっている」と回答した五四館の詳細をみると、全国では「事業予算の削減」が四〇

図8 館活動で低下した面 (n=54)

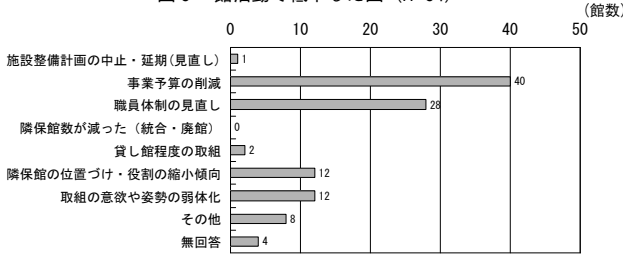


図9 事業予算の削減 (n=40)

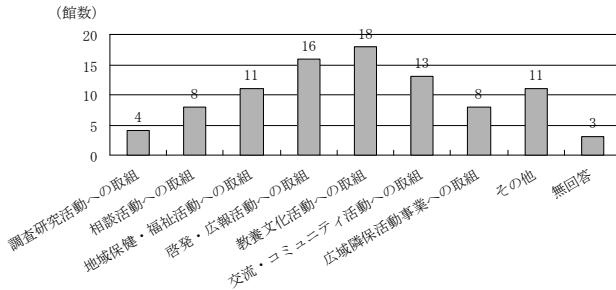
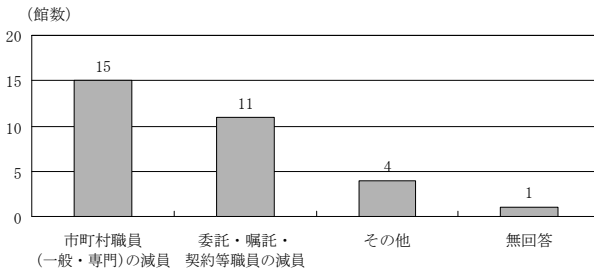


図10 職員体制の見直し (n=28)



館(七四・一%)で最も多く、次いで「職員体制の見直し」が二八館(五一・九%)、「隣保館の位置づけ・役割の縮小傾向」と「取組意欲や姿勢の弱体化」が共に一二館(二二・二%)の順となっている(図8)。

「事業予算の削減」を選択した四〇館で、そのより具体的な内容は、「教養文化活動(講習講座)への取組」が一八館(四五・〇%)で最も多く、次いで「啓発・広報活動への取組」が一六館(四〇・〇%)、「交流・コミュニティ活動への取組」が一三館(三二・五%)の順となっている(図9)。

「職員体制の見直し」を選択した二八館については、「市町村職員(一般・専門)の減員(本庁へ引き上げ)」が一五館(五三・六%)、「委託・嘱託・契約・アルバイト職員の減員」が一館(三九・三%)となっている(図10)。

(6) 隣保館への指定管理者制度導入の協議状況

市町村合併の有無にかかわらず、回収した全九二八館で回答の最も多かったのは、「運営は自治体の直営



として確認」（四三・二館、四六・六％）並びに「現状ではわからない」（三七・四館、四〇・三％）で、全体の約八七％（八〇六館、八六・九％）を占めている（図11）。

「すでに導入済み」は全国で一五館（一・六％。図12）で、その内訳についてブロック及び府県レベルの回答結果をみると、「すでに導入済み」は近畿Bの大阪府で一三館、滋賀県と熊本県で各一館の計一五館となっている。「現在、導入に向け協議・検討中」では京都府が一館、「今後、導入に向け協議予定」では高知県が一館、滋賀県が九館で、近畿Bで指定管理者制度導入が先行している様子が見えてくる。

「合併の有無」と「指定管理者制度導入の協議状況」のクロス集計結果につ

図11 指定管理者制度導入状況 (n=928)

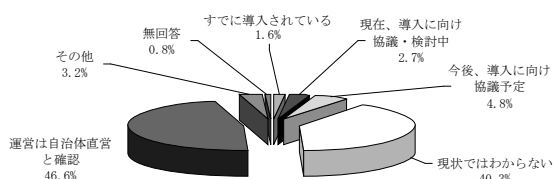


図12 指定管理者制度導入の協議状況

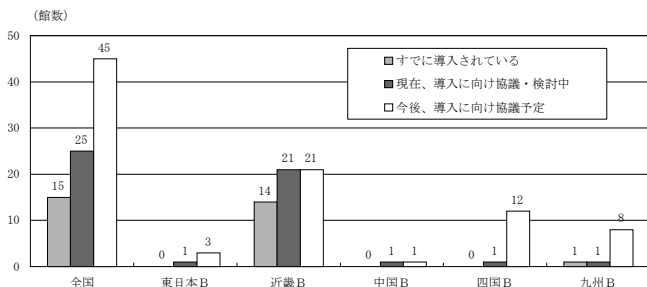
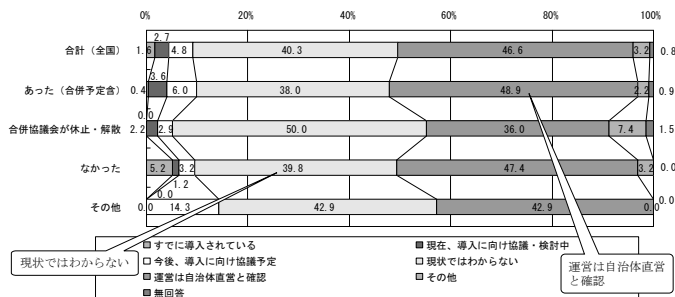


図13 合併の有無別・指定管理者制度導入の協議状況



いて(図13)、合併が「あった(予定含)」自治体の館では、「すでに導入済み」そのものは少ない(二館)ものの、「合併協議会が休止・解散」や合併が「なかった」自治体の

館と比べ、「現在、導入に向け協議・検討中」や「今後、導入に向け協議予定」、さらには方針確定ともいえる「運営は自治体直営と確認」が高い割合であると同時に、逆に「現状ではわからない」の割合が低くなっている。このことは、合併自治体では合併協議あるいは合併計画策定の過程で、隣保館についての議論・検討がある程度なされた結果ではないかと推察される。

「その他」自由記述部分についてみると、概ねの傾向として次の三点にまとめられる。

- ① 「直営とする」理由は、国庫補助等の関係や、同和問題の解決は行政の責任としての首長確認など。
- ② 「導入済み・導入検討」では、管理者の選任状況、及び今後の導入検討予定の紹介。
- ③ 「その他」では、隣保事業の活動を行っているが、指定管理とは無関係等。

## 二 調査結果の考察

### 1 市町村合併に伴う隣保館の光と陰

#### (1) 市町村合併の現状

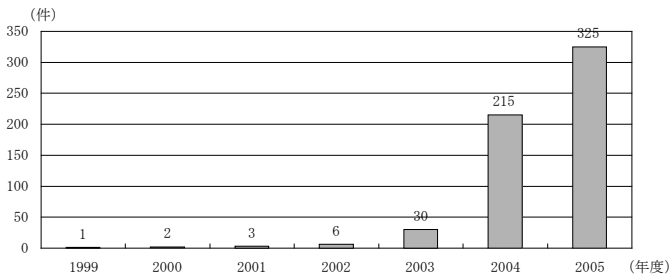
市町村合併が、隣保館の位置づけやあり方によどのような影響を与えているかについて触れる前に、もう一度合

併の現状について端的に言及する。

図14は、調査対象となる隣保館設置府県における二〇〇五年度末までの市町村合併状況である。これまでの「平成の大合併」の特徴の一つとして、「西高東低」がいわれているが、隣保館を設置するブロック・府県の傾向としても概ね西日本で市町村の減少率が高く、中国Bが六四・二%、四国Bが五五・六%に對して東日本Bは四一・八%となっている。ただし、近畿Bは三六・五%でブロック別では最も低い減少率となっている。

府県別で減少率が高いのは、広島県が七三・三%（八六市町村↓二三市町村）で最も高く、次いで愛媛県七一・四%（七〇↓二〇）、大分県六九・〇%（五八↓一八）、島根

図14 合併件数(1999-2005年度)



県六四・四％（五九↓二一）の順となっている。

（２）合併後の隣保館の光と陰

市町村合併に伴う隣保館における「光（プラス要素）」と「陰（マイナス要素）」として集計結果を整理し、表８に示している。

今回のアンケート調査で、合併に伴う隣保館の変化状況におけるポイントは、三点あると考えている。

①合併による隣保館館長の位置づけの変化

館長の位置づけに「変化があった」とする全体で二割弱の九五館（一七・八％）で、それがどのような形で表象してい

表 8

		プラス要素	マイナス要素
館長の位置づけの変化		●変化があった…95館（17.8％）／九州Bでは高い割合 ●変化がなかった…435館（81.5％）	
変化内容	雇用形態の変化 …59館（62.1％）	●嘱託職員から市町村職員へ …19館	●市町村職員から嘱託職員へ …11館
	勤務形態の変化 …44館（46.9％）	●兼任から専任へ…15館	●専任から兼任へ…9館
	行政内役職の変化 …59館（62.1％）	●課長級へ…8館	●課長級下位職へ…30館
隣保館職員数の変化		●増えた…28館 *1人増…17館（60.7％）／2人増 …4館（14.3％） *市町村職員…10館／委託・嘱託・ 契約…15館	●減った…59館 *1人減…40館（67.8％）／2人減 …7館（11.9％）／3人減…7館 （11.9％） *市町村職員…36館／委託・嘱託・ 契約…29館
合併後の隣保館活動推進の状況		●隣保館活動が充実・強化した …48館（9.1％）	●隣保館活動の低下 …54館（10.1％）
活動の「充実・強化」 又は「低下」の理由		*施設整備拡充…9館 *事業予算拡充…26館 *職員体制拡充…18館 *研修参加機会拡大…5館 *位置づけ役割強化…9館 *姿勢・意欲の高揚…15館	*施設整備計画中止等…1館 *事業予算削減…40館 *職員体制見直し…28館 — *位置づけ役割縮小…12館 *姿勢・意欲の弱体化…12館 *隣保館の統合・廃館…ゼロ *貸し館程度の取組…2館
理由の 具体内容	施設整備（拡充又は 中止・延期）	*大規模改修…4館／改築…2館	*改築中止…1館
	事業予算（拡充又は 削減）	*交流・コミュニティ活動…14館 *相談活動…11館 *啓発・広報…11館	*交流・コミュニティ活動…13館 *相談活動…8館 *啓発・広報…16館 *教養文化活動…18館 *地域保健・福祉活動…11館
	職員体制（拡充又は 見直し）	*市町村職員増員…9館 *委託・嘱託・契約増員…5館	*市町村職員減員…15館 *委託・嘱託・契約減員…11館

るのかということが問題である。

一つには、「雇用形態の変化」(五九館)の点で、「嘱託職員から市町村職員へ」が一九館、その逆の「市町村職員から嘱託職員へ」が一館となっていること。また、二つには、「勤務形態の変化」(四四館)の点で、「兼任から専任へ」(二五館)の館数が「専任から兼任へ」(九館)を上回っていることからすると、市町村職員自らによって館が運営され、しかも「専任」ということであれば、一般的には「良い」方向であると考えられる。

しかし、三つには、「行政内役職の変化」(五九館)を見ると、「課長級へ」(八館)よりも「課長級下位職へ」(三〇館)の館数が多くなっている。こうした点からみると、合併に伴い単純に職員が増えたために配置換えが行われたのではないか、そしてその際に隣保館の位置づけが低下しているのではないかと危惧される。

② 隣保館職員数の変化(増えたのか、減ったのか)

隣保館の職員数は、市町村合併によっても八割が「変わらない」との回答であった。「変わった」館では、「増えた」が二八館に対し、「減った」が五九館で、合併に伴って職員が減員された隣保館が明らかに多くなっている。

「増えた」館では、「一人増」が六割、「二人増」が一

割あまりであり、その雇用形態では、「市町村職員」(一〇館)よりも「委託・嘱託・契約職員」(一一五館)での増員が図られていることが分かる。

逆に、「減った」館では、「一人減」が七割弱、「二人減」と「三人減」がそれぞれ一割あまりとなっている。その雇用形態では、「市町村職員」(三六館)で「委託・嘱託・契約職員」(二九館)を上回っている。

これらの点から、市町村合併に伴い隣保館職員数は減員となっている館が多く、「市町村職員」と「委託・嘱託・契約職員」を減員する対応が行われたこと、増員の館では、「市町村職員」から「委託・嘱託・契約職員」への移行や、「委託・嘱託・契約職員」による増員対応が行われたこと等の傾向がうかがえる。

③ 隣保館活動における状況変化(隣保館活動は充実・強化されたのか、逆に活動の低下が起きているのか)

「市町村合併に伴い隣保館活動が変化したのか」について、「合併前と変わらない」と回答した館が概ね八割弱の四〇六館(七六・〇%)で多数を占め、「変わった」とする館が少数となっている。

そして、「変わった」とする館では、概ね「隣保館活動が充実・強化した」(四八館)と「隣保館活動の低下が起きている」(五四館)が拮抗している。その理由と

しては、事業予算が「拡充」（二八館）か、「削減」（四〇館）か、また職員体制が「拡充」（一八館）か、「見直し」（二八館）かの要素が大きいとみられる。

その結果として、「隣保館活動が充実・強化した」館では「姿勢や意欲の高揚」（一五館）につながり、逆に「隣保館活動の低下が起きている」館では「姿勢や意欲の弱体化」（二二館）につながっているようにみえる。

ここで二つの点を考えておきたい。

一つには、「隣保館活動が充実・強化した」館における事業予算の「拡充」や職員体制の「拡充」が、合併に伴う財政支援措置の「特需」的なものではないかということである。

二つには、「隣保館活動の低下が起きている」館で、「姿勢や意欲の弱体化」が生じているとすれば残念なこと、隣保館の現場において、困難な事態に立ち向かう熱意や工夫までもが失われるようなことがあってはならないということである。

## 2 今後の隣保館活動の推進に向けた課題

「平成の大合併」は、いまだ進行中であり、新合併特例法のもとで、「市町村合併後の自治体数一、〇〇〇を目標とする」との方針を踏まえて、更に市町村合併を推

進していくことが、「小さな政府」を志向する目標となっている。確かに地方自治体の財政状況は危機的状況にあり、北海道・夕張市の「財政再建団体への申請を決めた」との報道後、総務省は、「自治体破綻法制」の整備等を図る等の動きをみせており、早急な対策が求められていることも事実である。

市町村合併の中で、隣保館のみ「改革」対象の域外に置かれるはずもなく、「変化なし」と回答のあった八割前後の隣保館が、今後さまざまな「変化」の渦中に巻き込まれることは、十分予測される。このため、今回のアンケート調査結果を踏まえ、市町村合併の中で「変化があった」隣保館の状況を教訓としながら、今後の隣保館活動の推進に向けた課題の提案とする。

### （一）自己改革の志向

「あしたの隣保館検討委員会」設置要綱では、「一方、『特別法』失効に相前後して、市町村合併や三位一体の改革の推進、公的施設の指定管理者制度の導入をはじめ行政改革の急激な流れは、今後の隣保館活動や全隣協組織そのものを左右しかねない状況に至っている。／この難局を乗り越え展望を見出すには、特別対策時代を前提とした隣保館活動や全隣協の組織運営から、新たなスタートとして現状を直視し将来を展望した視点で、今後の

あり方を検討していくことが緊急の課題である」としており、全隣協では、二〇〇六年の七月から「あしたの隣保館検討委員会」を聞いて、今後の隣保館活動の活性化に向けた諸方策を検討してきた。

まさに、これまでの隣保館のあり方からの転換が求められているとの認識について、それぞれの隣保館が検討し、深めていくことが重要なのである。「合併前と変わらない」と回答した概ね八割弱の四〇六館（七六・〇％）でこそ、これまでの効果的な活動を継承発展し、新たな地域ニーズへの対応やソーシャル・インクルージョンによる社会福祉を模索する活動ができるよう、自己改革の志向が必要であると考ええる。自分たちで考え、自分たちで決定していく。すべてを自己決定できなくても、自己決定の領域を拡大していく努力が必要である。

## （2）地域と住民に依拠した隣保館活動

隣保館は、これまで地域と地域住民に支えられた施設であり、これからもそうでなければならない。

今日、これまでの社会保障制度は大きな変革に直面しており、介護保険制度の見直しや、障害者自立支援法による「応益負担」の導入、生活保護制度の見直し、そして年金や医療など、セーフティネットといわれてきた諸制度が大きく変わろうとしている。生活のさまざまな

面での格差の拡大、そして自治体の財政状況等によって地域格差も大きく広がってきている。

このような今日の状況のもと、隣保館において、地区内はもとより、その他においても同様の社会的援護を必要とする人々との「共通の接点を見つけていく」「協働の対応を進める」という視点での事業展開が求められているのである。そのことを通じて、地区内外の新しい関係づくりに取り組むことが可能となり、これまで隣保館が行ってきた総合相談窓口としてのノウハウが一層役立つことにもなると考える。

また、相談活動を通じた地域課題「発見」の重要性が指摘されている中で、隣保館として相談待ちではなく、積極的に地域に向き（アウトリーチ活動）、たった一人の住民に関わる課題であってもそれを重視するなど、課題の発見と生活自立支援に向けたアプローチが求められている。

地域や地域住民から遊離した隣保館には、その存在意義は薄く、地域と地域住民に依拠した、言い換えれば地域と地域住民と一体となった隣保館活動に立ち返ることが必要である。

## （3）PDCAサイクルによる隣保館活動の推進

現在、隣保館においては様々な取組が行われているが、

「館の取組のマンネリ化」、「市民ニーズの収集の必要性」、「職員の意識改革」という市民の声も少なからずある。

そこで、これらの見直しを図るためには、隣保館活動においても、「方針・計画(Plan)―実施・運用(Do)―監査・評価(Check)―見直し(Action)」のPDCAサイクルを意識的に設定し、実践していくことが求められている。

また、すでに行政における評価制度は一般化しつつあり、隣保館活動(事業)においても、館活動の自己評価システムの活用や、館活動への外部からの評価(地元はもちろん、地区外の利用者からも)についても検討を行う等、独自のマネジメントシステムを構築していく必要がある。